

御大
勤務監督及簡便点呼、拂拭
同様之支給後即付回
定一月
第一七
工場内規定四條半徹度入
右條文表請入
大正十三年二月六日
株式会社
白木屋洋服課
工
司
總務課
内規則
洋服課
本
東京
日本
株式会社
白木屋吳服店

六、職工長は毎日職工の出缺を調査し所屬課長に報告すべし
六、職工長は仕事を整理毛職工の從事する工程の良否を厳密に識別し毎
月其結果を洋服課長に報告すべし
六、從業員は自己の從事する仕事の種類分量執務場席其他一切の事項に
就き職工長の指揮に従ふべし大時よりも時迄は其の所長より無き
從業員にて工場の制度に干渉他其他本工場の秩序風紀を害する行
爲ゆゑと認めたる者時は直に解雇あることあるべし
六、本工場に監督を置く諸員は其の本職を専別奉業目とす
監督は縫正場を監視し必要あらと認めたる時は洋服課長の許可を得
依其施設を實行する事を得は其の時間を當日又は他の日後於て執事
は差支へども職工長の許可を

用意する備付け時間後一時間以内を越する際は一時間以上を待て候